

令和4年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和4年5月10日（火） 午後1時～午後1時50分
- ・ 場 所／中町庁舎3階 多目的室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員
事務局 齋藤総務課長、岩浪公文書等管理主幹、荒木課長補佐、
齋藤法制係長、大沼公文書等管理専門員

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 令和3年度に整理した公文書の廃棄について

○ 事務局より、前回（1/27）の委員会では出された意見を踏まえ、廃棄文書リストを作成したので、その内容について説明。主な内容は次の2点。

- ・ 酒田大火関係の文書については、写真等に限らず全ての文書（約400件）を一旦この廃棄文書リストから除外した上で、今後時間をかけて精査していく。
- ・ 一般文書の中で、決裁過程（行政内部での意思決定の過程）を検証できるものを残すことについては、歴史公文書として残すべく選別基準を要綱で定めており、この基準に該当しない文書にまで残す範囲を広げてしまうと際限が無くなってしまふ恐れがある。また、特定歴史公文書として永久保存される文書の中には、市政の重要な意思決定の過程を記録した文書について各年代のものが含まれており、それらの資料で十分に検証できることから、今回の廃棄文書リストのとおり廃棄することを提案する。

○ 事務局の説明について意見交換し、その内容は次のとおり。

<意見交換>

（門松委員）

行政学の研究において、行政の意思決定には、稟議制という下から持ち上げる形と、トップダウンで上からの指示で決める形の2種類があり、ルーティンワーク、稟議制として下から順番に押印して回ってくる流れを検証できる資料かなと思っただが、スペースの問題がある。これを残すところらも残す必要があるとなってしまういどんどん広がってしまう可能性があることと、他にも廃棄に当たらないものや現在保存期間中のものからも確認できる資料があるということであれば、今回は歴史

公文書としてではなく廃棄することについて異論はない。

(中山委員)

国県からの通知文は、発出元で、その重要度に応じて永久保存をしており、たどって行く組織があるので、市で保存せず廃棄してもさほど問題はないと思う。庁内の調査文書については判断しかねるが、門松委員からもあったとおり、その収容能力、広がり等を考えると、総務課の方で今回の廃棄文書リストに入れるという判断には賛同したい。

(相原委員)

スペース的なことも考慮しながら、他にも検証できる資料が残るということであればよろしいのではと思う。

酒田大火関係の文書について、今後精査していくとのことであったが、その進め方は。

(事務局)

精査するに当たって、相原委員から協力いただきたい。実際に見ながら、選別をしていただければと。

(相原委員)

歴史的な意味で必要かどうかという判断になるが、資料館の方でも酒田大火関係の資料が数多くあり、どこまで必要であるかというところで一つの参考意見としてはあるが、協力させてもらいたい。

(田中委員長)

他に意見が無ければ、この廃棄文書リストの1番から768番までは今回廃棄をするということではよろしいか。

<異議なし>

(田中委員長)

それでは、(1) 令和3年度に整理した公文書の廃棄については、承認するという形で決めたいと思う。

続いて、(2) 特定歴史公文書の利用制度について、事務局の説明をお願いします。

(2) 特定歴史公文書の利用制度について

○ 会議資料により事務局が説明し、質疑応答は次のとおり。

<質疑応答>

(相原委員)

実際に関覧する際の場所は光丘文庫でとのことだが、それに関して市ホームページ上のどこにも出ていないが。例えば、光丘文庫のホームページの方に出すとかはできないか。

(事務局)

現時点では、暫定的に特定歴史公文書を中町庁舎に仮置きしているという状態であり、公文書が中町庁舎にあること自体触れていない。光丘文庫も組織上はまだ別であり、閲覧できる場所としてたまたまそこが適当だということで設定したもので

ある。まずは文化資料館（仮称）が開館するまでの2年間はこのような形で。文化資料館に移転したら積極的にPRしていきたい。

（中山委員）

利用の方法で、自分の経験上、光丘文庫では、原本の劣化等でコピーができない場合、例えば撮影を可とするなどの対応を取っていた。また、コピーを取った場合で遠方に送付する際の費用負担のあり方、徴収方法は。

（事務局）

今回の特定歴史公文書の利用制度でも、閲覧もしくは撮影も可としている。写しの交付の場合は、情報公開請求と同様に、コピー代と郵送にかかる費用（実費相当）を負担してもらうこととしており、先に写しの交付に係る費用の請求書を送付し、その入金の確認後に利用対象文書の写しを郵送するという流れになる。

（門松委員）

目録について、この段階で相当の件数をまとめているが、資料の中身が全く想像がつかないものになっているので、検索をしてみても結局欲しい資料が見つからないということになってしまう可能性が高いのではと思う。そここのところをもう一歩進めてもらうようなことを将来的に検討しているか。例えば、国立公文書館アジア歴史資料センター（アジ歴）では、資料の冒頭何百字かを活字起こししたものを見れるようにして、資料の検索時に利用者の利便性を高めることをしている。そこまでやらないにしても、資料の概要が分かる内容を説明として付けてもらうと、実際に来る前にある程度目星を付けられると思うので。

（事務局）

今回の公開用の目録データには、門松委員から指摘があった概要という部分が含まれていないが、実は総務課用の目録データというものがあり、これは利用請求の場面で、総務課職員が利用請求者と一緒に対象文書を探す際に使うためのもので、こちらのデータには概要も入っている。しかし、スペース的な制約もあって公開用には含めなかった。

（門松委員）

やはり、概要が入った目録の方が利用する側も対応する職員にとってもお互いに利便性が上がり、労力をかけずに目的の資料が探しやすくなると思うので、ぜひ検討してもらいたい。

（事務局）

そのように対応したいと思う。

（田中委員長）

その他特に無ければ、只今の説明で(2) 特定歴史公文書の利用制度については終わりとする。

続いて、(3) その他について、事務局の説明をお願いする。

(3) その他

○ 事務局より、令和4年度の行政組織機構の見直しに伴う酒田市文書管理規程の

一部改正（軽微な改正）について会議資料により説明し、特に質疑応答はなし。

4 その他

○ 事務局より、次回の委員会の開催時期及び協議内容等について説明を行った。

5 閉 会